

第5期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

主 要 な 営 業 所 及 び 工 場
使 用 人 の 状 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

第5期（2025年4月1日～2026年3月31日）

TREホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、
書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

・主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

事業区分	会社名	拠点
廃棄物処理・再資源化事業 再生可能エネルギー事業	(株)タケエイ	本社(東京都港区)、東北支店(宮城県岩沼市)、北陸支店(石川県輪島市)、川崎RC(神奈川県川崎市)、東京RC(東京都大田区) ほか1支店3営業所4事業所
廃棄物処理・再資源化事業	TREガラス(株)	本社・事業所(東京都江東区)ほか3事業所
	(株)ギプロ	本社・事業所(埼玉県八潮市)
	(株)北陸環境サービス	本社(石川県金沢市)ほか1事業所
	(株)信州タケエイ	本社(長野県諏訪市)、松本支社(長野県松本市)ほか1事業所
	(株)門前クリーンパーク	本社・事業所（石川県輪島市）
資源リサイクル事業	リバー(株)	本社(東京都墨田区)、市原事業所(千葉県市原市)、藤沢事業所(神奈川県藤沢市)、加須事業所(埼玉県加須市)、那須事業所(栃木県大田原市)ほか12事業所
	サニーメタル(株)	本社(東京都墨田区)、事業所(大阪府大阪市)
再生可能エネルギー事業	市原グリーン電力(株)	本社・事業所(千葉県市原市)
	(株)津軽バイオマスエナジー	本社・事業所(青森県平川市)
	(株)花巻バイオマスエナジー	本社・事業所(岩手県花巻市)
	(株)タケエイグリーンリサイクル	本社・事業所(神奈川県横須賀市) ほか4事業所
	(株)タケエイでんき	本社(東京都港区)
その他	富士車輛(株)	本社(滋賀県守山市)、東京支店(東京都港区) ほか1支店3営業所
	環境保全(株)	本社(青森県平川市)、東京支店(東京都港区) ほか1支店1営業所

・ 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
廃棄物処理・再資源化事業	1,153名	21名増
資源リサイクル事業	711名	2名増
再生可能エネルギー事業	200名	7名増
その他	288名	4名減
全社（共通）	73名	6名増
合 計	2,425名	32名増

- (注) 1.使用人数は就業人員です（パート及び嘱託社員を含み、派遣社員は含んでおりません。）。
- 2.使用人数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。
- 3.全社（共通）は、当社の総務部及び経理財務部等の管理部門、経営企画部等の企画部門並びに内部監査室の従業員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
73名	6名増	48歳3か月	10年8か月

- (注) 1.使用人数は就業人員です（パート及び嘱託社員を含み、派遣社員は含んでおりません。）。
- 2.使用人数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 3.平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。

- ・新株予約権等の状況

該当事項はありません。

・会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制」（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）について、取締役会で以下のとおり定め、当社およびその子会社から成る企業集団に（以下「TREグループ」という。）において社会的要請に的確に応えるとともに、継続的改善を図ります。

- ① TREグループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、TREグループの取締役および使用人が法令を遵守し、社会的良識をもって行動できるよう「グループ企業理念」および「グループ経営方針」を制定し、周知徹底に努める。
 - ロ. 当社は、TREグループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の充実を図る。
 - ハ. 当社は、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督機能を高める。
 - ニ. 当社は、TREグループにおける法令等の遵守徹底、業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の構築、課題把握、課題解決へ向け、対策の策定とその実行方法について審議・決定する内部統制委員会を設置する。
 - ホ. TREグループは、管理職の権限を定め、管理職の権限を明確にする。
 - ヘ. TREグループは、職務分掌及び権限規程に基づき、業務分担・権限を明確にする。
 - ト. 当社は、TREグループの予算編成・実績管理をはじめとする業績の管理を行う。
 - チ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、TREグループ各社を管理する。
 - リ. 当社は、TREグループ各社から業務遂行状況等の報告を受け、必要に応じ指導・助言あるいは協議を行う。
 - ヌ. 当社の内部監査室は、TREグループ内の内部監査を実施する。
 - ル. TREグループは、「グループ企業行動規範」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - ヲ. 当社は、TREグループのコンプライアンスに関する重要事項の協議および方針決定を行うため、内部統制委員会の小委員会としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - ワ. 当社は、TREグループの情報セキュリティに関する重要事項の協議および方針決定を行う

ため、内部統制委員会の小委員会として情報セキュリティ委員会を設置する。

- カ. TREグループにおいて不祥事が発生した場合には、代表取締役社長の指示の下、必要に応じて特別委員会を設置するなどして調査を行い、重要な事項については、当社の取締役会、監査等委員会および経営会議に報告する。
- コ. TREグループは、各社のコンプライアンス担当部署のほかに、社外の第三者機関を窓口とする社内通報制度を設置する。

② TREグループの取締役の業務執行に係る情報の保存および管理に対する体制

- イ. TREグループは、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成・保存・管理する。
- ロ. TREグループは、「文書管理規程」に基づき決裁申請に関する情報を保存・管理する。
- ハ. 当社は、株主はもとより、広く社会とコミュニケーションを行い、適時に、企業情報を積極的かつ公平に開示する。

③ TREグループ子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の代表取締役社長に直ちに報告させる。

④ TREグループの損失の危険に関する規程、その他の体制

- イ. TREグループは、「リスク管理規程」に基づき、日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化を図り、危機発生時の基本方針を明示する。
- ロ. TREグループにおける重要な経営課題については、当社取締役会規程等の社内規程およびグループ共通規程に基づき、当社取締役会、当社経営会議に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を協議する。
- ハ. TREグループは、日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、職務分掌及び権限規程等の業務遂行関係規程に従って、決裁判断をする。

⑤ TREグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を整備する

- イ. 当社は、TREグループにおける取締役の職務の執行の効率化を推進する体制を整備する。
- ロ. TREグループは、経営職位の職務権限を定めるとともに、取締役会決議により、担当業務および使用人職務を定め、取締役間の業務分担を明確にする。
- ハ. 当社は、執行役員を設置し、それぞれの機能を高め、業務執行の迅速化を図る。
- ニ. TREグループは、取締役の意思決定に基づく職務の執行の効率化を図るとともに、職務分

掌及び権限規程に基づき、部門長の業務分担・権限を明確にする。

- ホ. 当社は、代表執行役員および執行役員等で構成される経営会議を編成し、取締役会決議事項のうち予め協議を必要とする事項や、業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行う。

⑥ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役および使用人はTREグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに、監査等委員会に報告する。
- ロ. 当社の監査等委員である取締役は、TREグループの重要会議に出席できる。
- ハ. TREグループにおける主要な申請事項その他重要な事項について、監査等委員会は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。

⑦ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度窓口または監査等委員会に報告を行った取締役および使用人に対し、そのことを理由として、不利な取扱いを行うことを社内規程において禁止する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「使用人」という。）は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会事務局に配置する。なお、監査等委員と内部監査部門との緊密な連携等、適格な体制を構築する。
- ロ. 使用人の人事（評価、異動）については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指示に従う。

⑨ 監査等委員会の取締役および使用人に対する実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局を定める旨を規定し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

⑩ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、調査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
- ロ. 監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できる。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

- イ. 経営会議、取締役会、本部会議を月に一回以上開催し、TREグループ全体に関わる経営方針や重要な意思決定について、法令及び定款等に基づき、業務の適正性の審議、意見交換を行いました。
- ロ. 内部監査室による監査計画に基づき、TREグループ全体における内部監査を実施し、３か月に１回取締役会で監査結果の報告を行いました。

② コンプライアンスに関する取組

「業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）」に則り、TREグループは内部統制委員会にコンプライアンス委員会および情報セキュリティ委員会の２つの小委員会を設置しております。各委員会は定期的開催され重要事項の審議および方針の決定を行い、法令順守体制の強化、TREグループ内のリスク早期発見に努めております。

③ グループ会社の経営管理体制について

- イ. TREグループは、グループ共通の企業理念のもと当社が直接経営管理を実施し、役員派遣、重要会議への参加、定期報告を通じ経営管理を行うことで関係会社経営管理の一体性を確保しております。
- ロ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、TREグループ全体に関する重要事項について各社より承認申請を受けると共にこれに準じる事項について報告を受けております。
- ハ. 当社は、取締役会でTREグループより定期的に報告又は必要に応じて都度、報告を受けております。

④ 監査等委員会の監査体制について

- イ. 監査等委員会は、内部監査室の監査計画について事前に確認を行っております。
- ロ. 監査等委員会は内部監査の監査結果について報告を受けており、必要があると認められるときは、意見を表明しました。
- ハ. 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、会計監査人の監査項目および報酬についての事前承認を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4月 1日から)
(2026年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	33,891	34,899	△5,958	72,832
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,226		△2,226
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			14,730		14,730
自 己 株 式 の 取 得				△3,000	△3,000
自 己 株 式 の 処 分		△0		34	34
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△60			△60
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	△60	12,503	△2,966	9,476
当 期 末 残 高	10,000	33,830	47,403	△8,924	82,308

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計		
当 期 首 残 高	78	18	249	△17	328	2,264	75,426
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					－		△2,226
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					－		14,730
自 己 株 式 の 取 得					－		△3,000
自 己 株 式 の 処 分					－		34
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					－		△60
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	63	0	76	113	254	109	364
当 期 変 動 額 合 計	63	0	76	113	254	109	9,840
当 期 末 残 高	142	19	325	96	583	2,374	85,267

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 40社
- ・ 主要な連結子会社の名称

(株)タケエイ、リバー(株)、市原グリーン電力(株)、富士車輛(株)

- ・ 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、新たに設立した(株)信州アグレーション、(株)ヨバレを連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、(株)イーアンドエムの株式を取得し子会社化したことにより、同社及び同社の子会社である(有)リサイクルサービスを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 6社
- ・ 会社等の名称

(株)グリーンアローズホールディングス、メジャーヴィーナス・ジャパン(株)、
HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD.、(株)V・Tエナジーマネジメント、
大月ウッドサプライ(株)、循環資源(株)

② 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類又は直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ・ 投資事業有限責任組合への出資……………投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品及び製品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 仕掛品……………総平均法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 原材料及び貯蔵品……………先入先出法、移動平均法又は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により、最終処分場については埋立割合に基づいて費用処理しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～22年

工具、器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

のれんについては、その効果が及ぶ合理的な期間(5年～20年)で均等償却を行っており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 修繕引当金

一部の連結子会社は、発電設備の将来の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、変動対価の金額の重要性は乏しいと判断しております。取引の対価は引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. 廃棄物処理(廃棄物処理・再資源化事業、資源リサイクル事業及び再生可能エネルギー事業)

廃棄物及び廃家電の処理に係る収益は、顧客との廃棄物処理契約及び廃家電処理に係る業務委託契約等に基づいて廃棄物処理及び廃家電の再商品化に係る役務提供を行う履行義務を負っております。当該契約は、廃棄物の処理及び廃家電の再商品化が完了した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

令和6年能登半島地震災害廃棄物の仮置場の整備及び管理運営業務に係る収益は、顧客との業務委託契約に基づいて仮置場の整備及び管理運営業務を行い、それら役務等を顧客に提供する履行義務を負っております。当該契約は、役務等の提供を行った一時点において、顧客が当該役務等提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. 金属スクラップ(資源リサイクル事業)

金属スクラップ商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約等に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

ハ. 収集運搬(廃棄物処理・再資源化事業及び再生可能エネルギー事業)

収集運搬に係る収益は、顧客との収集運搬契約等に基づいて廃棄物の収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、収集運搬が完了した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

二. 電力供給(廃棄物処理・再資源化事業及び再生可能エネルギー事業)

電力需給契約等に基づき、電力の需要家、卸業者及び市場に、当社グループの発電施設で製造した電力を供給する履行義務を負っております。

当該契約は顧客に電力を販売した一時点において、顧客が当該電力に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。需要家に対する収益は毎月の検針結果に基づき、卸業者に対する収益は発電所が設置する計測器により計測した数量に基づき、市場に対しては一日前市場(スポット市場)での入札により成立した約定数量に基づき収益を測定しております。

ホ. その他の売上高 受注生産品の販売等 (環境エンジニアリング事業)

請負契約等に基づき、主に顧客仕様の環境機器や環境プラント及び特殊車両の設計・製造を請け負い納品する履行義務を負っております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総製造原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識することとしております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しております。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総製造原価が信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した製造原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジの有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

二. 繰延資産の処理方法

開業費

開業後5年で均等償却を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定資産」の「その他」に含めていた「リース資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「リース資産」は543百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	306百万円
売掛金	11,482百万円
契約資産	1,040百万円

- (2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

契約負債	753百万円
------	--------

- (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

投資その他の資産	その他	200百万円
計		200百万円

(注)事業の契約履行義務等の担保として、定期預金200百万円に対し質権が設定されています。

- ② 担保に係る債務

該当事項はありません。

- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 91,073百万円

- (5) 保証債務

廃プラスチック高度選別・再商品化事業(市原ソーティングセンター)の施設建設に伴い、工事施工業者が物件引渡前までにリース会社に対して負担する前渡金返還債務等について、当社子会社の(株)タケエイが債務保証を行っております。

工事施工業者	6社	2,281百万円
--------	----	----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	52,610	—	—	52,610
合計	52,610	—	—	52,610
自己株式				
普通株式	3,809	1,829	52	5,586
合計	3,809	1,829	52	5,586

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式が798千株含まれております。

2. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式が745千株含まれております。

3. 自己株式(普通株式)の増加株式数の内訳は次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加	1,829千株
単元未満株式の買取請求による増加	0千株

4. 自己株式(普通株式)の減少株式数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託からの給付による減少	52千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,239	25.00	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	986	20.00	2025年9月30日	2025年12月10日

(注) 1. 2025年6月24日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式798千株に対する配当金19百万円が含まれております。

2. 2025年11月14日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式796千株に対する配当金15百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,433	30.00	2026年3月31日	2026年6月24日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式745千株に対する配当金22百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金及び長期的な設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業の業務又は資本提携等に関連する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクと投資先企業の事業リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

社債、借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 八.重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループでは、与信管理関連の規程に従い、外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに、顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理とあわせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。投資事業有限責任組合への出資については、定期的に決算書を入手し、組合の財政状況や運用状況を把握すること等でリスクを管理しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程に基づき、取締役会で承認して実行しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する金額は、それ自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (*1)	353	353	—
(2) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	14,456	14,100	(355)
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	36,408	35,160	(1,248)
(4) デリバティブ取引 (*2) (*3)	10	10	—

(*1)以下の金融商品は、市場価格がなく、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	201
関係会社株式	1,912

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は5,095百万円であります。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(*3)金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額(百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	512	418	476

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	33,680	－	－	－
受取手形及び売掛金	11,788	－	－	－
合計	45,469	－	－	－

(注) 2. 短期借入金、社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,523	－	－	－	－	－
社債	7,526	476	5,976	301	126	51
長期借入金	7,635	5,333	4,526	4,576	3,221	11,114
合計	24,684	5,809	10,502	4,877	3,347	11,165

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	353	－	－	353
デリバティブ取引	－	10	－	10

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還予定の社債を含む)	－	14,100	－	14,100
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	35,160	－	35,160

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	廃棄物処理・再資源化事業	資源リサイクル事業	再生可能エネルギー事業	計		
廃棄物処理	42,307	4,208	635	47,150	—	47,150
金属スクラップ	1	38,701	—	38,703	—	38,703
収集運搬	4,320	—	26	4,346	—	4,346
電力供給	64	—	12,949	13,013	—	13,013
その他の売上高 (注) 2	6,150	256	1,046	7,452	8,497	15,950
顧客との契約から生じる収益	52,843	43,166	14,656	110,666	8,497	119,164
外部顧客への売上高	52,843	43,166	14,656	110,666	8,497	119,164

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「環境エンジニアリング事業」、「環境コンサルティング事業」、「地域貢献事業」を含んでおります。

2. 「その他の売上高」の主なものは、「廃棄物処理・再資源化事業」における請負工事、有価物売却と、事業セグメントの「その他」に含まれる「環境エンジニアリング事業」の保守サービス、受注生産品の販売であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	18,049	11,788
契約資産	1,016	1,040
契約負債	716	753

契約資産は、主に、環境エンジニアリング事業において履行義務が充足していない受注生産品の販売及び保守サービスに関するものであります。契約資産は、対価に関する権利が無条件になった時点(履行義務が充足し請求権利が発生した時点)で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に、環境エンジニアリング事業における受注生産品の販売及び保守サービスの顧客との契約の支払条件に基づき顧客から受領した契約時、納品時又は保守サービス提供時の前受額に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、716百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、環境エンジニアリング事業における受注生産品の販売、保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	3,740
1年超2年以内	1,246
合計	4,986

8. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年6月16日開催の取締役会において、当社子会社の(株)タケエイが(株)イーアンドエムを子会社化することを決議いたしました。(株)タケエイは、2025年6月18日付で株式譲渡契約を締結し、2025年7月1日付で(株)イーアンドエムの株式を取得し子会社化いたしました。これに伴い、(株)イーアンドエムの子会社である(有)リサイクルサービスも(株)タケエイの子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

- | | |
|------------|------------------|
| ① 被取得企業の名称 | (株)イーアンドエム |
| 事業の内容 | 収集運搬、廃棄物処理、リサイクル |
| ② 被取得企業の名称 | (有)リサイクルサービス |
| 事業の内容 | 収集運搬、リサイクル |

(2) 企業結合を行った主な理由

(株)イーアンドエムは、1995年の設立以降、札幌市を中心に、ビン・缶・ペットボトルの回収、段ボール・古紙の回収、産業廃棄物の回収・処分等の事業を展開しており、近年、建設廃棄物リサイクル事業にも参入しました。

同社が営業基盤を有する北海道は、今後大規模な半導体投資による経済波及効果が期待されています。同社をグループ化することで、当社グループとして、TREガラス(株)に次ぐ北海道の拠点を得ることとなります。

また、(株)イーアンドエムの取引先は近隣自治体や飲料メーカー等多岐に及んでおり、当社グループが推進する公民連携、動静脈企業間連携において、地域のニーズを踏まえ、地元同業者も含めた地域企業との円満な関係を構築しつつ、お取引先様への提案力強化にも資すると考えます。

当社グループは「地球の環境保全に貢献する。」を企業理念とし、(株)イーアンドエムの株式を取得することで、事業領域の拡大と多角化を推進し、高度循環型社会並びに脱炭素社会への貢献を図る「WX環境企業」を目指して参ります。

(3) 企業結合日

2025年7月1日

(2025年9月30日をみなし取得日としております。)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
変更ありません。

(6) 取得した議決権比率
90.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の子会社である(株)タケエイが現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年10月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,241百万円
取得原価		2,241百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー報酬等 160百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん
1,017百万円
(当連結会計年度末におけるのれんの未償却残高 967百万円)

(2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	542百万円
固定資産	1,669百万円
資産合計	2,212百万円
流動負債	396百万円
固定負債	456百万円
負債合計	852百万円

なお、2026年3月25日付で当社子会社の(株)タケエイは(株)イーアンドエムの株式を追加取得し、議決権比率は100%となっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	1,762円76銭
(2) 1株当たりの当期純利益	305円23銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年 4月 1日から)
(2026年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	10,000	2,500	47,776	50,276	2,378	2,378	△5,958	56,696	56,696
当 期 変 動 額									
剰余金の配当				－	△2,226	△2,226		△2,226	△2,226
当期純利益				－	5,112	5,112		5,112	5,112
自己株式の取得				－		－	△3,000	△3,000	△3,000
自己株式の処分			△0	△0		－	34	34	34
当期変動額合計	－	－	△0	△0	2,885	2,885	△2,966	△80	△80
当 期 末 残 高	10,000	2,500	47,776	50,276	5,263	5,263	△8,924	56,616	56,616

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資

投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2年～ 9年

器具備品 2年～10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する重要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。なお、変動対価の金額の重要性は乏しいと判断しております。取引の対価は引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

経営指導に係る収益は、子会社の会社経営の重要な方針に関する事項についての助言及び指導、経理・人事・総務・法務に関する事務代行、監査に関する事務代行、情報システムに関する事務代行等の包括的な経営指導に係る役務提供であり、顧客との経営指導契約に基づき役務提供する履行義務を負っております。当該経営指導契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、時の経過に応じて充足する履行義務の進捗度に基づき収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	145百万円
② 長期金銭債権	540百万円
③ 短期金銭債務	96百万円
④ 長期金銭債務	6,354百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 6,600百万円

販売費及び一般管理費 433百万円

営業取引以外の取引高 55百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 5,586千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 12百万円

繰越欠損金 8百万円

役員株式給付引当金 37百万円

その他 8百万円

繰延税金資産小計 67百万円

評価性引当額 △37百万円

繰延税金資産の合計 29百万円

繰延税金資産の純額 29百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	(株)タケエイ	所有 直接 100%	経理・人事・総務・法務監査・広報・情報システムに関する事務代行及びグループ運営管理 資金の借入 役員の兼任	経営指導料の受取 (注1)	1,033	－	－
				出向料の支払 (注2)	242	－	－
				資金の返済 (注3)	45	1年内返済予定の長期借入金	45
				資金の借入 (注3)	600	長期借入金	3,177
				利息の支払 (注3)	25	－	－
子 会 社	リバー(株)	所有 直接 100%	経理・人事・総務・法務監査・広報・情報システムに関する事務代行及びグループ運営管理 資金の借入 役員の兼任	経営指導料の受取 (注1)	507	－	－
				出向料の支払 (注2)	177	－	－
				資金の返済 (注3)	45	1年内返済予定の長期借入金	45
				資金の借入 (注3)	600	長期借入金	3,177
				利息の支払 (注3)	25	－	－
子 会 社	TREガラス(株)	所有 直接 100%	運転資金の貸付	資金の回収 (注3)	90	短期貸付金	90
						長期貸付金	540
				利息の受取 (注3)	5	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
2. 連結子会社から当社への出向料は、出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。
3. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	1,203円97銭
(2) 1株当たりの当期純利益	105円94銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

T R E ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鹿島 高弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T R E ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T R E ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

T R E ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鹿島 高弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T R E ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

TREホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 上 川 毅 ㊞

監査等委員 (社外取締役)大村扶美枝 ㊞

監査等委員 (社外取締役)末松広行 ㊞

監査等委員 (社外取締役)荒牧知子 ㊞

(注) 監査等委員大村扶美枝、末松広行及び荒牧知子の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上